

耐震改修工事、耐震シェルター設置の補助金の受領に

# 代理受領制度 が使えます

## 【代理受領制度とは】

市が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、耐震改修等を実施した事業者（設計者・工事監理者、施工業者）が受け取ることができる制度です。

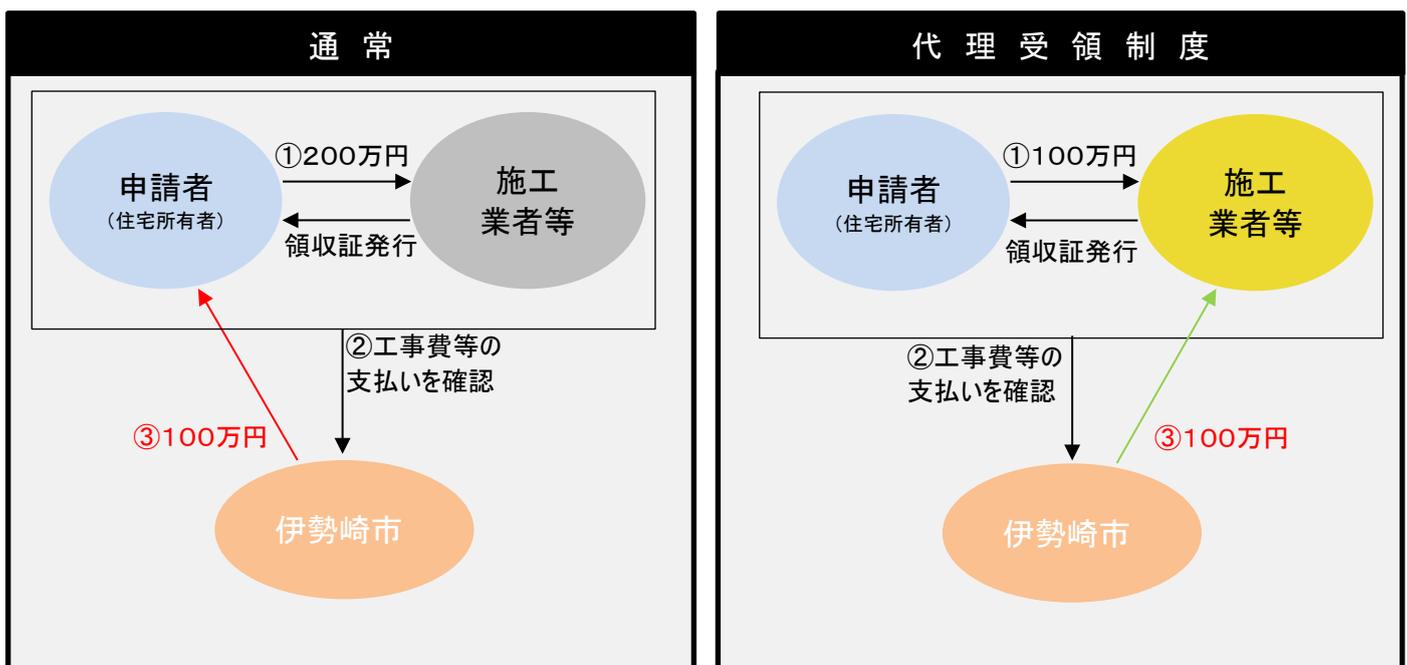
この制度を利用することで、申請者は耐震改修等の費用から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、準備金の費用の負担が軽減されます。

※契約後・工事着工後の補助申請を受付することはできませんのでご注意ください。

※代理受領できるのは、申請者との契約による設計・工事監理、施工業者に限ります。

例：耐震改修工事費が200万円で、補助金額が100万円の場合  
（施工業者等が代理受領者になる場合）

※どちらの制度を利用するかは申請者の方でお選びいただけます。

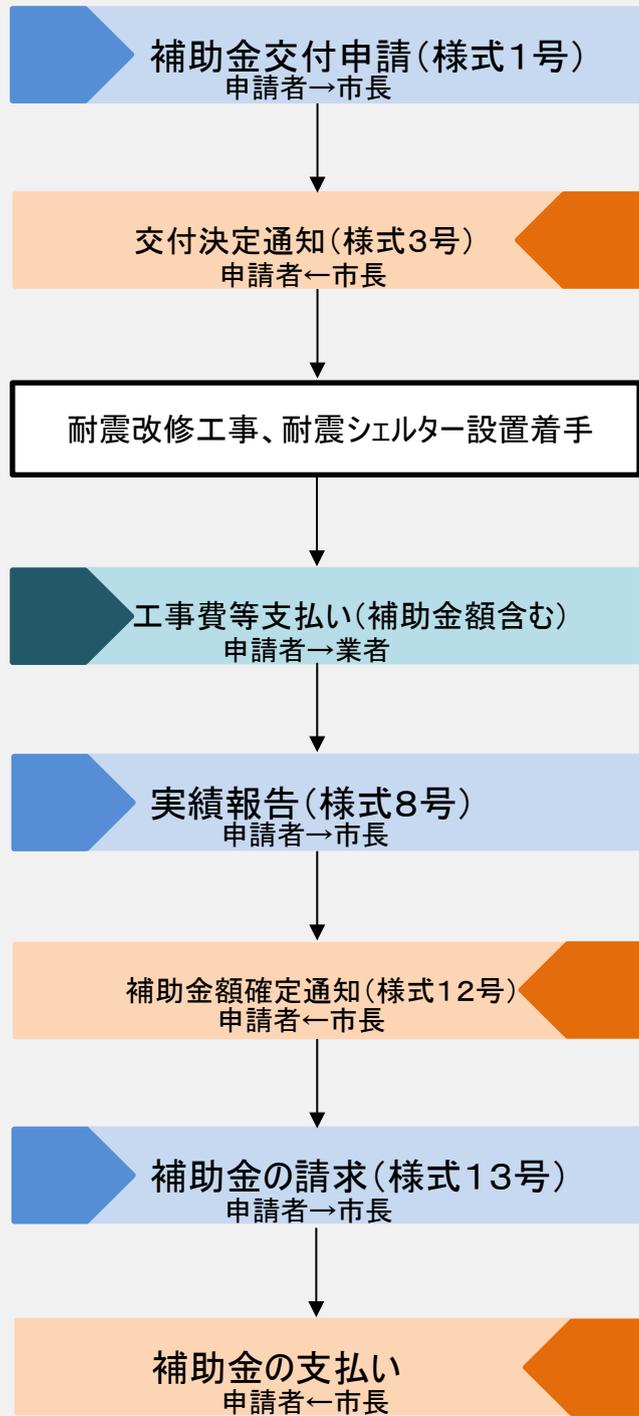


お問い合わせ 伊勢崎市建築指導課建築指導係 0270-27-2762 (直通)

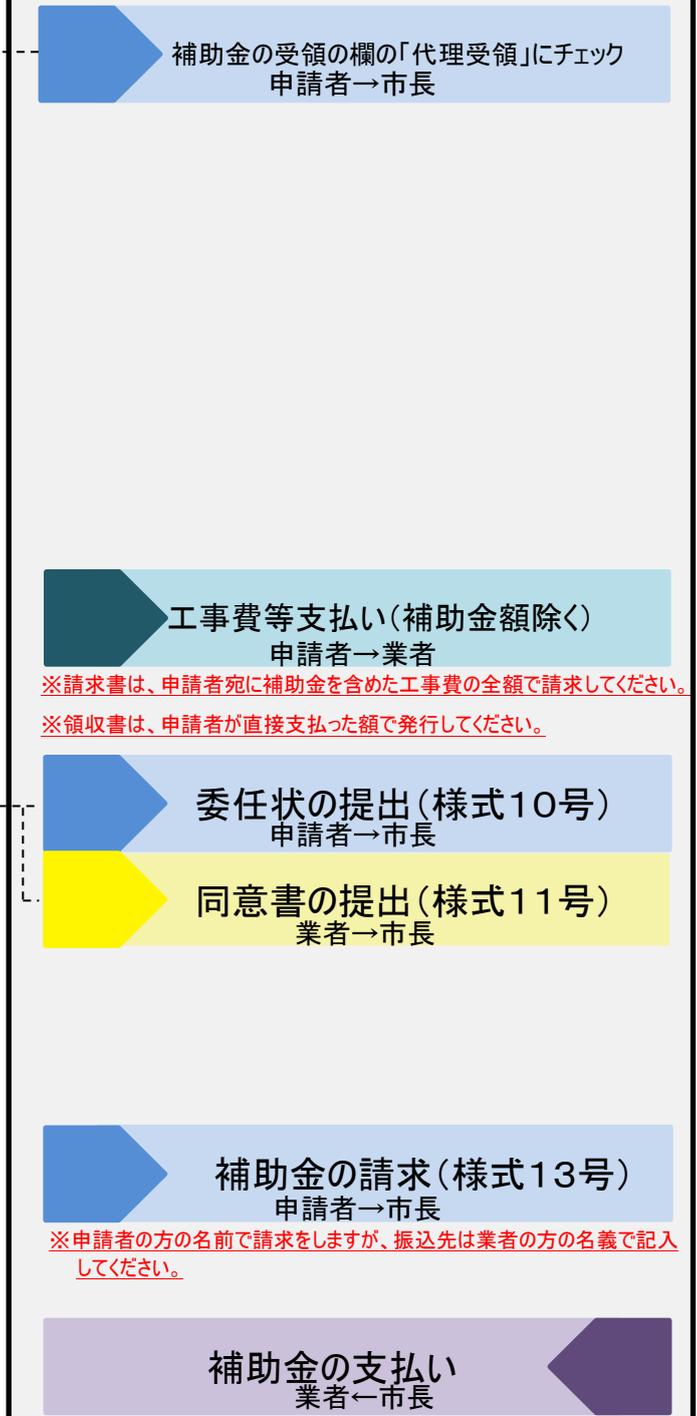
# 代理受領制度を利用するには

申請者と施工業者等との双方の合意が必要となりますので、完了実績報告時には委任状と同意書を提出してください。**業者の方にとっては補助金相当額分の工事費が通常の流れより支払われる時期が遅くなります。**

## 通常の流れ



## 代理受領を利用する場合の流れ (通常の流れに加えて以下の申請等が必要です)



申請者→市長   申請者←市長   申請者→業者   業者→市長   業者←市長

お問い合わせ 伊勢崎市建築指導課建築指導係 0270-27-2762 (直通)